

## 第 8 章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

### 鎌倉市環境施策推進協議会

< 環境政策課 >

鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を長とし、教育長、全部長等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、エコオフィス化などの環境保全施策を推進しています。

平成19年度には、「平成18年度鎌倉市グリーン購入調達実績（報告）及び公表」、「鎌倉市役所環境活動レポート（平成19年度版）（案）」、「紙の使用状況」「平成20年度鎌倉市グリーン購入調達方針の策定」について協議検討を行いました。

### かまくら環境保全推進会議

< 環境政策課 >

鎌倉市環境基本条例第18条第2項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成9年8月1日に設置されました。委員の構成としては市民10名、環境保全団体の代表4名、事業者4名の計18名で構成されています。

平成19年度も昨年度から引き続き、地球温暖化対策地域推進計画、環境教育推進計画に関する検討を行ないました。